

中小企業の資金調達と会計基準

伊 藤 博 志

目 次

- I は じ め に
- II 資金調達における課題
- III 中小企業の会計基準をめぐって
 - 1. 制度化への背景
 - 2. 関連団体の動向
 - 3. 各機関の立脚点
 - 4. 内容の比較検討
- IV 中小企業の会計基準, その可能性と課題
- V 終 わ り に
 - 引用・参考文献等
 - 資料
 - ・中小会社会計基準適用に関するチェックリスト(日税連公表)

I は じ め に

本稿執筆中の7月, わが国金融業界の将来を大きく左右する経営統合のニュースを知った。メガバンクである三菱東京フィナンシャル・グループとUFJホールディングスは、2004年度末までに持ち株会社を合併させ、経営統合することを発表したのだ。かねてより巨額の不良債権の処理が経営課題となっていたUFJ側が三菱東京側に経営統合を申し入れる形となった。

グループ企業全体の再編・統合までには紆余曲折があろうが、経営統合が実現すればわが国の4大金融グループは3大金融グループへと集約される。日本の金融界は、資金需要に対し銀行の数が多すぎるという「オーバー・バンキング」状態を解消し、競争力を一段と強化することが課題とされてきた。それだけに、世界トップのメガバンクの誕生につながる両グループの動きは、国内外の金融界の構図を大きく塗り替える可能性があり金融業界再編はいよいよ最終段階を迎えたと考えられる。

このような金融再編が幕を開ける起点は、一般に93年度に導入されたBIS規制といわれるが、より直接的な契機は98年4月から施行された早期是正措置¹⁾であろう。これによ

1) 2002年12月, 金融庁は早期是正措置の厳格化を発表し, 銀行法に基づく事務ガイドラインの改正を行っている。これにより, 早期是正措置による命令を受けた金融機関に対する自己資本比率の改善

り自己資本比率のさらなる低下を恐れた民間金融機関は貸出金額を抑制していくことになる。いわゆる「クレジット・クランチ (credit crunch, 貸し渋り)」²⁾ という社会的問題が発生し、収益性ないし財務的安全性に劣る中小企業はその弊害をもっとも大きく被ってきたといわれている。

マクロ経済指標がわが国経済の好転状況を示しつつある中、一部の大企業を除いてとりわけ中小企業に関してはその経営が回復過程に入ってきたとの認識を、筆者としてはいまだ持ち得ない。調査に訪問する中小企業をみても収益状況および資金繰り状況は今なお厳しい環境にあると思われる。ただ中小企業側も資金調達の面ではいささか自主的な努力に欠ける傾向も見受けられる。景気動向や金融機関側にその原因を求め、金融機関との良好なりレーションシップの構築をあまり意識してこなかったとも指摘できる。

従来、中小企業金融の問題は政府系金融機関の制度融資などを中心として政策的観点から議論されてきたが、ここでは中小企業の経営側の課題として信頼できる与信情報 (信用情報) とは何か、という観点から議論を進めていきたい³⁾。

本稿の目的は、中小企業における資金調達状況を再確認し、そのための信用情報として中小企業の作成する財務諸表 (決算書) の役割さらにはその基礎となる会計処理基準の動向について考察を試みることにある (なお本稿は、2004年度大阪経済大学共同研究費の助成による研究成果の一部である)。

II 資金調達における課題

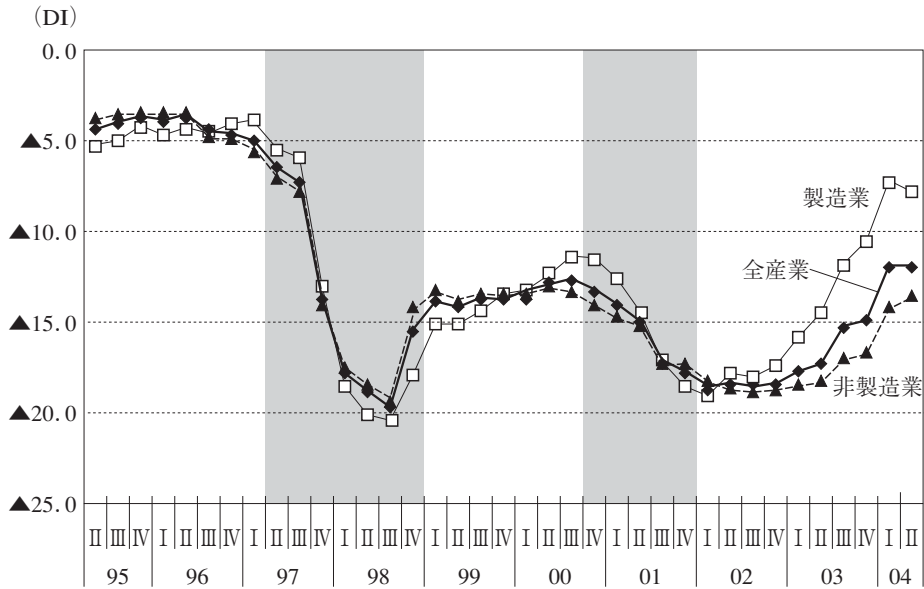
中小企業庁 (調査機関は中小企業総合事業団⁴⁾) が先ごろ公表した04年4-6月期の「第96回中小企業景況調査」によれば全産業の長期資金借入難易度D I (「容易」-「困難」) は、前期から横ばいの▲12.0となっている。短期資金借入難易度D I は、0.8ポイント改善して▲7.4、製造業では、長期資金は7期ぶり及び短期資金は9期ぶりに「困難」超幅がやや拡大した、その一方、非製造業では、長期資金は7期連続、短期資金は4期連続「困難」超幅が縮小し、改善の方向にあるものの製造業と比べて改善が遅れている、と指摘してい

期間は、3年から1年に短縮された。さらに、金融庁は、金融早期健全化法に基づく公的資金の注入を受けた銀行のうち、経営健全化計画を履行できずに中小企業向けの貸出額が大幅に減少した銀行に対し業務改善命令を発動している。

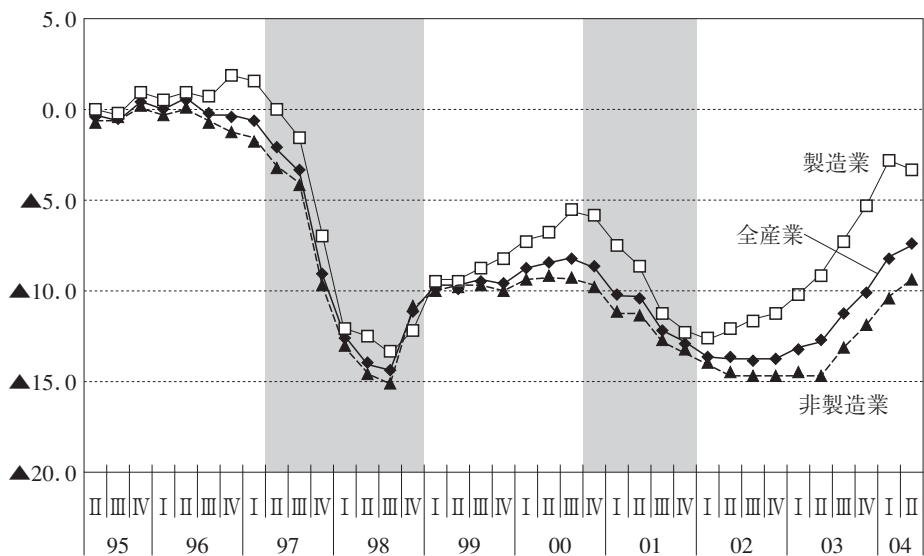
この業務改善命令を受けたのは、新生銀行 (2001年10月)、UFJホールディングスとあさひ銀行 (2002年10月)、みずほフィナンシャルグループ (2003年1月) である。

- 2) わが国では「貸し渋り」や「貸し剥がし」などという言葉が訳語として定着した観があるが、本来は「信用システムの危機」というような意味であろう。不良債権なども正式な法律用語でも会計用語でもないと思われるが、きわめて意味曖昧な用語がメディアにより社会的に定着してしまった点が少々残念である。
- 3) ここ数年の研究成果をみても、中小企業の資金調達問題については中小企業論からのアプローチはあまり散見できず、どちらかというと金融論の立場からの議論や論稿が豊富であるように感じられる。
- 4) 調査機関実施機関である中小企業総合事業団は本年7月1日より独立行政法人 中小企業基盤整備機構と改組している。

図表1 中小企業の長期資金借入難易度D Iの推移



図表2 中小企業の短期資金借入難易度D Iの推移



(出所) 1, 2とも中小企業庁「第96回中小企業景況調査」より引用

る（次頁図表1及び2参照）。

だが依然マイナス幅の縮小という状況であり経営者側の感覚として一時より良くなっているという程度、全体としては資金繰りに窮屈（不安）な中小企業が多いといえよう。

資金繰りDIが大きくマイナス状態にあるということを中小企業の経営側から見ると、それは経営活動の中で資金不足⁵⁾を日常的に感じている中小企業が多数派であることを意味している。資金繰りの都合がつかない場合、金融機関からの融資（多くの場合、短期のつなぎ融資となろう）で賄う、それができなければ経営者個人の私財から調達する形になるだろうが、それもできなければ支払い不能に陥る可能性も高い。こうした厳しい状況に直面する危険性をもった中小企業が現実として多いということである。

これらをふまえ中小企業の資金調達構造を再確認しておきたい。借入金といってもその借入先は、中小企業の場合は多様になる。大手メガバンク、地方銀行、信用金庫・信用組合、政府系金融機関（本稿では商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を意味する）、さらには家族や親類縁者などもありえる。04年白書は従業員規模が大きい方が大手行をメインバンクとしている企業の割合が高く、従業員規模が小さい企業は地域金融機関（地方銀行、信用金庫、信用組合）をメインバンクとしている割合が高い点を指摘している（以下図表3参照）。

要するに中小企業においては政府系も含めて何らかの金融機関から資金調達をする財務構造になっている。その大部分を占めるのが民間金融機関なのであるが、その貸付状況はどのように変化してきているのであろうか。次頁の図表4からは貸し渋り問題が発生する98年以降、少しずつ中小企業向け貸出金額残高は減少してきているようである。

毎年の残高が減少するということはフローとしての各年の貸付金額が回収金額（返済金額）よりも少ないことを意味する。企業側の資金ニーズそのものが減退してきた（いわゆる借り渋り）とも考えられるが、大企業に比して中小企業向けがより縮小してきている点において貸し渋り、貸し剥がしといった状況は認められよう⁶⁾。

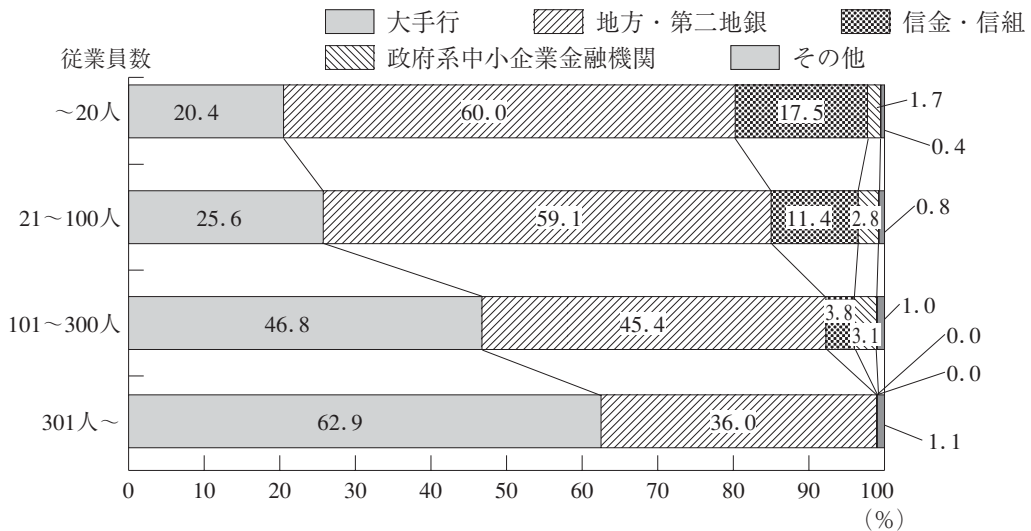
こういった状況をもたらした要因はいろいろと考えられるが、担保（とりわけ不動産）・保証（保証協会を含む）付きの融資形態に金融機関も中小企業側も比重を置きすぎた点を筆者は重視している。こうした融資形態の場合、金融機関側は中小企業の経営内容そのものに資金提供するという意識が希薄化してしまい、所有する経営資源や経営者の属人的特性（人柄や職歴、資産内容など）を過大評価する傾向が生じてしまうのではないかと、また中小企業側としても経営活動におけるキャッシュフローによって借入の返済資金を生み出していくという発想がなかなか定着しないのではないかと、考えるのである。

融資をする側（貸し手側）と受ける側（借り手側）、双方の発想転換がなければマクロ的に見た貸し渋りの状況は解決しないであろうし、有効な資金が民間経済の中に循環しな

5) 資金不足というのは設備投資など大きな金額を用意できないということだけではなく、支払手形の期日にその金額を当座預金に準備できない、給与等経常的費用の資金手当てが逼迫するなども含めた意味合いで使用している。

6) 月刊「金融ジャーナル」2004年7月号113-117頁において、04年3月末段階での民間銀行の中小企業向け貸出残高の集計データが掲載されている。ここでも中小企業向け貸出金額が減少しているようであるが、個人向け貸付額は増大傾向である。当然取引先である中小企業経営者個人への貸付額も増えているであろうことから、中小企業向け貸付は量の問題だけでなく質の問題も生じてきている。

図表3 メインバンクの業態（従業員規模別）

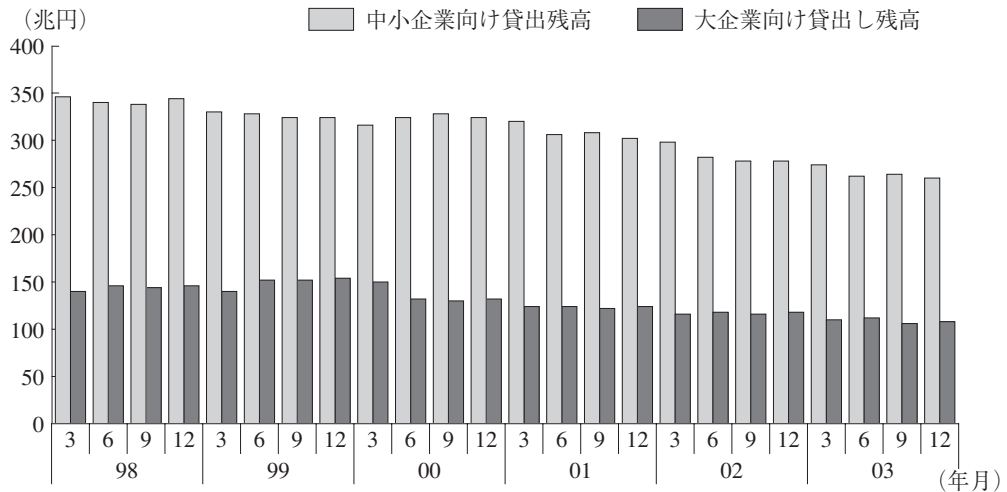


資料：中小企業庁「企業金融環境実態調査」（2003年12月）

- (注) 1. ここでは借入残高シェアに関わらず、その企業がメインバンクと認識している金融機関をメインバンクとした。
 2. 大手銀行とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行のことを指す。
 3. 地銀・第二地銀とは地方銀行及び第二地方銀行、信金・信組とは信用金庫、信用組合を指す。
 4. 政府系中小企業金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を指す。

(出所：2004年版中小企業白書230頁より引用)

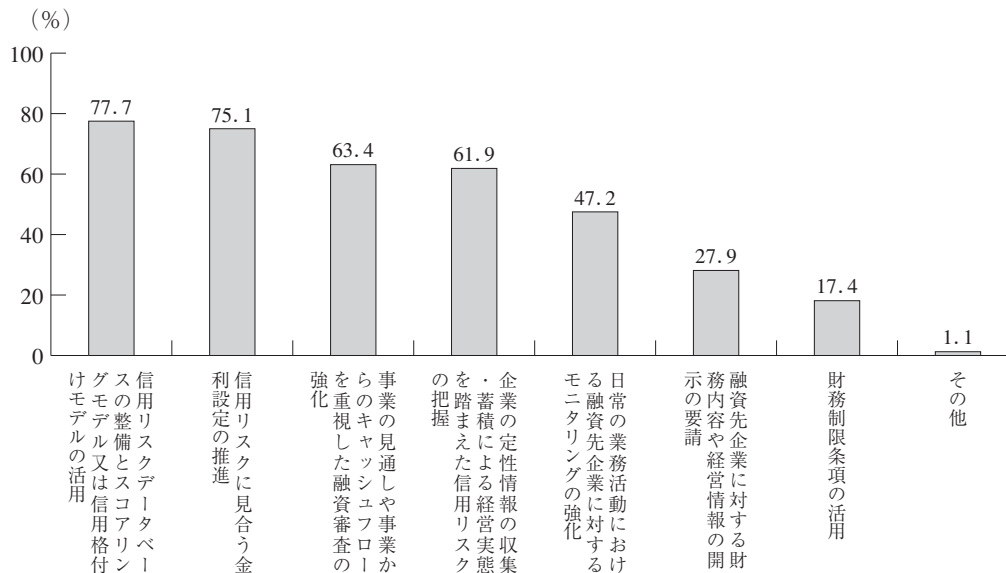
図表4 規模別貸出残高の推移(民間金融機関)



資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より、中小企業庁調べ

(出所：2004年版中小企業白書34頁より引用)

図表5 担保・保証に過度に依存しない融資の促進への取組内容（取組予定も含む）



(注) 1. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進の取組状況において「今後とも取り組む予定はない」と回答した店舗を除く店舗に対する質問である。
 2. 複数回答のため、合計は100を超える。

い状況は金融機関および中小企業だけでなく日本経済全体へのマイナス影響しかもたらさない。

次に金融機関側から中小企業向け貸出に対する意識はどのような現状なのか。中小企業庁（調査機関は中小企業総合事業団）が04年6月24日付で公表した「金融機関の窓口からみた中小企業向け貸出，信用保証付貸出等の動向に関する調査の概要」⁷⁾ が興味深い。これによると「担保・保証に過度に依存しない融資の促進に向けた取組」に対して，すでに取り組んでいると店舗割合は，都市銀行ではほぼ100%，地方銀行・第二地方銀行で約9割，信用金庫・信用組合で約7割となっている。

大部分がその取組を始めているということであるが，次頁図表5によれば（本調査報告から引用）その内容としては「信用リスクデータベースの整備とスコアリングモデル⁸⁾または信用格付けモデルの活用」が最も多く，次いで「信用リスクに見合う金利設定の推進」，「キャッシュフローを重視した融資審査の強化」があがっている（図表5参照）。また融資先企業に対するモニタリングの実施については「財務諸表および関連資料の定期的に提出を求めている」が80.5%ともっとも多くなっている。

7) 調査時期は04年5月中旬，調査対象は金融機関310店舗（内訳は都市銀行61，地方銀行64，第二地方銀行49，信用金庫109，信用組合27），回答数270店舗となっている。

8) スコアリングモデルを中小企業融資の中に落としこんで議論した文献としては宮田矢八郎[2001]などがある。

「信用リスクデータベース」「スコアリングモデル」、「キャッシュフロー」などここ数年で実務界において定着した用語が目につくが、与信情報としては財務データが基礎になってくると考えられる⁹⁾。あらためてこうした点が強調されるということは、これまで金融機関が財務諸表（決算書、計算書類）を重視してこなかったもしくは活用してこなかった状況、また中小企業側も与信情報として財務データを作成および説明するという意識に乏しかったことを示していよう。

とりわけ後者の観点は、金融機関側が今後リレーションバンキングの機能強化を推進していく上で中小企業に対する情報開示要求が高まっていくとすれば、資金提供機能がますます働かなくなる危険性も内包している。事実、2003年版中小企業白書（以下03年白書）は中小企業金融における「情報の非対称性」¹⁰⁾を指摘し、以下のように金融機関側からの信用リスク把握上の問題点をとりあげている。

中小企業の信用リスクを把握する上では、以下の図表6に示されたように「開示される情報量が少ない」「決算書に信頼が置けない」「定性的な情報を評価することが困難」という項目の比率が高くなっている。また、信用リスクを把握することが難しい場合において、「更なる調査を行う」（45.1%）以外には、「信用保証協会を積極的活用する」（57.3%）、「物的担保を徴求する」（29.5%）、「貸出を拒絶する」（26.7%）といった対応が多いとも示している。

ただ留意すべきは、中小企業が意図的に情報開示をしないもしくは決算書の虚偽表示をするというより、信頼性ある財務データを提供することの理解やその作成のための知識が不足している状況もありえるという点である。筆者が調査に訪問する中小企業の経営者（社長）も、自社の業務内容や商品情報さらには技術面の知識については詳しいが自社の資金繰り状況や利益率、原価管理等の財務データに関しては案外不十分なことも多いという印象をもっている。

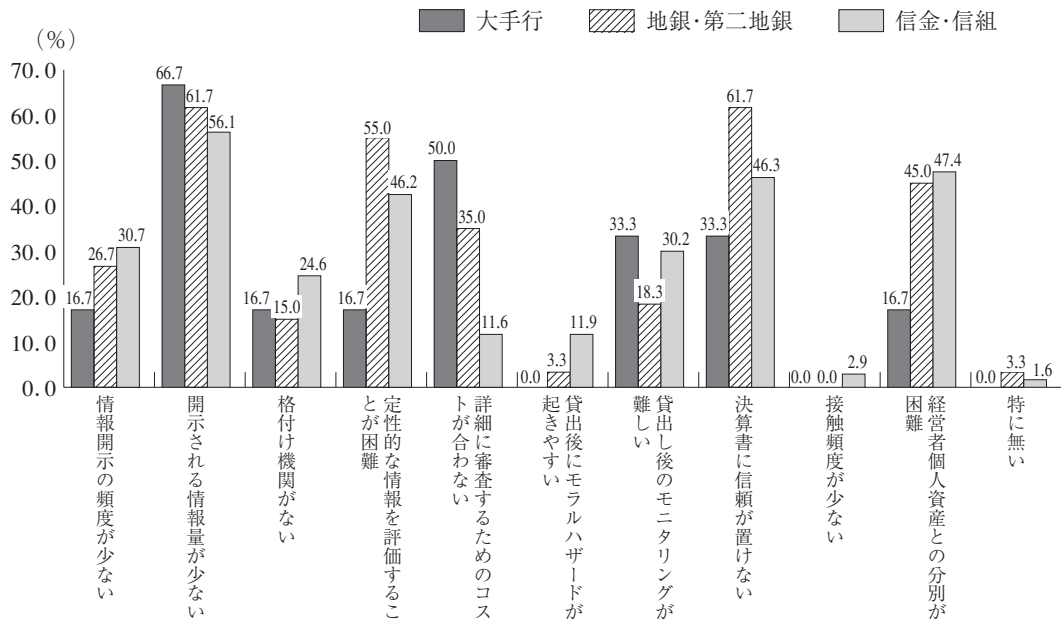
これを説明しうるだけの明示的なデータは入手できていないが、2002年5月に公表された日本公認会計協会近畿会と大阪商工会議所が実施した「中小会社会計に関する実態調査アンケート結果について」¹¹⁾がある。調査対象が中小企業というより商法監査の対象とならないいわゆる中堅企業ではあるが、わが国では先駆的な調査として興味深い。

9) もちろん信用リスクデータベースにおいても経営者の属人的データなどが重視されるであろう。またスコアリングモデルでも市場の特性や技術力など定性的データも大きな意味を持つことは留意しておきたい。またこれに関して、中小企業総合事業団は自社の財務データを入力するだけで、即時に財務状況と経営危険度を把握できるシステムをCRD (Credit Risk Database) を活用して構築し、無料で提供を開始している（詳しくはURL http://k-sindan.jasmec.go.jp/crd/servlet/diagnosis.CRD_0100 を参照されたい）。

10) 情報の非対称性についての議論はここでは避けるが、メインバンクへの資料提出が借入れに与える影響として、資料を自主的に提出している企業は貸してもらいやすく、借入金利も低いことを03年白書は指摘している（153頁参照）。

11) 調査時点:2001年12月上旬、調査対象:資本金5千万円以上5億円未満で大阪府下に本店・本社を有する2,331社、回答数:521社となっている。質問項目は13項目あったようだ。

図表6 中小企業の信用リスク把握の際の問題点（銀行業態別）



資料：㈱中小企業研究所「中小企業向け貸出しの実態調査」（2003年1月）

（出所：2003年版中小企業白書143頁より引用）

これによると、決算書の利用目的は「確定申告」（92.5%）、「株主総会」（80.2%）、「社内管理」（72.9%）、「融資等資金調達」（61.0%）と続き、決算にあたり適用する会計基準については、「できるだけ正しい会計基準」が76.4%、「ほとんど税法で認められる基準」が20.2%である。決算書の最終チェック者は「社長」（66.4%）、「顧問税理士」（51.8%）、「社長以外の社内取締役」（51.4%）となっている。また決算書を開示することの必要性については、「必要と思う」（40.7%）、「必要と思わない」（25.3%）、「法律上仕方がない」（18.6%）であり、意見が分かれていると指摘する。個人的には質問の仕方により回答にも影響が大きく出てくるとも思われるが¹²⁾、ある程度の規模になってくると経営者側も決算書の信頼性や開示、さらには外部監査の必要性を意識するという傾向は示されている。

本節で強調しておきたい点は、中小企業の財務データが与信情報として重要性が増してきている現状と、中小企業側がいろいろな意味においてそれに対応できていない点である。

次節で議論する中小企業庁、日本公認会計士協会（以下 JICPA）、日本税理士会連合会（以下日税連）の中小企業（会社）の会計基準に関する研究報告や意見が、中小企業側の財務諸表に対する意識向上ないしは変化をもたらすものと位置づけるならば、たんに中小

12) たとえば「正確な会計基準」と「税法基準」との違い、「最終チェック」の意味、「開示（第3者への情報提供）」と「要旨の公告（商法上の義務）」の違いなど、回答者がどう理解するかによってその回答も異なってくるであろう。

企業の会計処理と決算書の作成手続きの議論に終始せず、わが国の中小企業金融、中小企業の資金調達さらには経営システムそのものにも影響を及ぼす可能性がある。

Ⅲ 中小企業の会計基準をめぐって

1. 制度化への背景

中小企業の会計基準が制度化される取組みにある背景については前節で述べたような中小企業の長期にわたる業況不振とそれに関連した資金調達上の不安に加えて、以下のような経営環境の変化を時系列的にまとめることができよう。

①金融庁による金融改革の進展

1999年7月 「金融検査マニュアル」の作成・公表。

金融検査マニュアルの中でも中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」¹³⁾ということを明記している。

2002年2月 「早急に取り組むべきデフレ対応策」の作成・公表

この中で、経営実態に応じた検査の運用確保策のひとつとして、「中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表する」ことが盛り込まれた。

2002年6月 「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の策定

経営実態を踏まえた適正な債務者区分の判定は、信用リスクを判断するための基本であり、かりにこれらが機械的・画一的で不正確に行われることがあってはいけないとの考えから さらに経営実態に応じた検査の運用確保のため諸施策を講じた。

これにより貸し渋りや貸し剥がしの防止する狙いがあったとされる。また当マニュアル別冊[中小企業融資編]」の周知徹底を図るため、多くの説明会を開催している。

2003年3月 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の公表

この中で、「債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める」ため、「別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する」ことが盛り込まれた。

2004年2月 「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の改訂

金融庁が検査を実施するに当たって、債務者区分の判断において、企業の技術力、

13) ただし金融検査マニュアルにおける中小・零細企業等の債務者区分の記述がわかりにくい、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないかとのパブリックコメントが多かったようである。

販売力、経営者の資質等や成長性を評価する場合に、企業訪問・経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、これらが良好である場合には当該金融機関の評価を尊重することを明記した。これによって民間金融機関の情報収集・分析能力の向上も期待しようとしている。

さらに擬似エクイティへの対応が図られた。いわゆるD D S（デッド・デッド・スワップ、貸出債権を資本的劣後ローンに転換すること）である。中小・零細企業においては、設備資金目的の長期借入金など、事業基盤となっている資本的性格の資金を融資の形で調達している、いわゆる「擬似エクイティ」的な融資形態が多くみられる。

具体的に、金融機関の中小・零細企業向けの要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、一定の要件を満たす貸出金（：資本的劣後ローン）に転換¹⁴⁾している場合には、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができることとしたのである¹⁵⁾。

②新会計基準の相次ぐ設定

ここ10年ほどでも企業会計審議会ないし企業会計基準委員会¹⁶⁾により公表された意見書および設定された会計基準は以下のようなものがある。

- ・「リース取引に係る会計基準の設定に関する意見書」（1993年6月）
- ・「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年3月）
- ・「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年6月）
- ・「税効果会計に係る会計基準の設定について」（1998年10月）
- ・「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年1月）
- ・「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（2002年8月）

14) この場合、一般的には金銭消費貸借条件変更契約書が金融機関と企業側で交わされることになる。

15) 過剰債務の軽減手法である債権放棄、D E S（デッド・エクイティ・スワップ）、D D Sを比較検討すると、それぞれメリット・デメリットがある。債権放棄の場合、債権者は債権放棄による損失を課税所得の計算上損金算入できず、債務者においても債務免除益に課税されるなど、税法上の取扱いにおいて不利益が生じる。債務を株式化するD E Sは、債権放棄の税法上の問題などは生じないが、金融機関には議決権株式の保有制限があるほか、中小企業などの場合、再建後の株式売却（資金回収）が難しい。

D E Sは、劣後転換部分は債務者区分上では資本とみなされ、金融機関では債務者区分引上げや開示不良債権の削減も可能となるが、劣後転換部分は全額引当が必要となる。債務者にとっては、元本償還の延期、残債部分の金利引下げによる資金繰り改善効果などが期待されるが、一方、契約の転換により劣後ローン化部分の金利引上げを要求されるといったデメリットもある。

16) 企業会計基準委員会は、2001年7月26日に設立された財団法人財務会計基準機構（FASF）に組織されているわが国の会計基準設定主体である。それまで、会計基準の設定は金融庁の企業会計審議会に委ねられてたが、これを民間に移行する主張が高まり、今日においては企業会計基準委員会がこれを担っている。

また同委員会は、中小企業（会社）にかかわる何らかの会計基準等は公表していない。

新会計基準の大きな特徴点として、時価会計の導入と一定の評価差額についての当期損益への計上が指摘しうる。従来の企業会計が実現主義と原価主義をその計算構造としているのに対して、新会計基準では時価主義と発生主義を軸とした計算構造を採用しているという点がその特徴として考えられる。

③相次ぐ商法改正

ここ10年ほどで膨大な改正があったため詳細は省くが、2002年4月施行の改正商法により、インターネットによる商法上の計算書類の開示（公告）が認められ、ディスクロージャーが低コストで実施可能となった。また同改正において計算関係規定が省令（商法施行規則）に委任されたことにより、今後は、会社の計算規定が会計基準の設定等に対応して機動的に改正されることになった。

④毎年のように実施される税制改正

- ・ 1998年度改正（ポイント：税率の引下げと課税ベース見直し）
- ・ 1999年度改正（ポイント：民間需要を喚起し景気の浮揚を図る）
- ・ 2000年度改正（ポイント：会計処理のついでの国際的調和を図る）
- ・ 2001年度改正（ポイント：国際競争力の観点から企業グループの再編を促す）
- ・ 2002年度改正（ポイント：中小企業の財務基盤を充実させる）
- ・ 2003年度改正（ポイント：景気対策，中小・ベンチャー企業の支援，消費税の適用見直し）

⑤諸外国の例

イギリスは1997年に「小規模事業体向け財務報告基準（Financial Reporting Standard for Smaller Entities, FRSSE）」を制定し、中小企業固有の会計基準として適用しており、また、アメリカでは「大会社の会計基準が適用されない中小会社に対する包括的な基準（Other Comprehensive Basis of Accounting, OCBOA）」が「デファクトスタンダード」（事実上の会計基準）として適用されているのが現状のようである。

2. 関連団体の動向

①中小企業庁の動向

2002年3月、「中小企業の会計に関する研究会」（座長：小川英次中京大学学長）を発足。

同年6月28日、7回の審議を経て同研究会報告書を公表。

同報告書は400頁にも及び、中小企業の会計のあり方を総論的に定め、いっそう実践的な会計基準の作成の必要性を示唆したものである。

②日本税理士会連合会の動向

2002年3月、「中小会社会計基準研究会」を設置し、中小会社の会計基準のあり方を検討する。

同年9月、「中小会社会計基準草案」を公表し、パブリックコメントを募り同コメン

トを検討。

同年12月、中小会社会計基準のあり方についての最終報告書「中小会社会計基準研究会報告書」(座長:品川芳宣筑波大学大学院教授)をとりまとめた。

日税連では、同最終報告書が中小会社の会計基準のあり方を示したものと認められたと考え、これを「中小会社会計基準」として税理士の計算書類作成等の規範となるよう2003年1月に公表。

2003年3月、「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を公表。

③日本公認会計士協会の動向

2002年2月、会計制度委員会にて検討を開始。

同年6月、「中小会社の会計のあり方に関する研究報告(経過報告)」を公表。

2003年5月、「同研究報告の最終報告」を公表。

先に示したように本研究報告では、公正妥当な会計基準は規模に関係なく一つであるべきだが、中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法を認めるという考え方を採用している。

その理由として以下を指摘する。

- ・同一の取引、経済事象に対して、会社の規模の違いを会計的に反映させるべきではない。
- ・規模の違いを反映させた財務諸表は企業や経済実態の把握・分析、企業間比較に利用ができない。
- ・二つの異なった会計基準の存在は、計算書類の信頼性を失わせ、計算書類公開制度の趣旨を損なう。

これらをふまえたうえで、商法及び法人税法の観点から中小会社の会計上特別の配慮が必要なものと留意点を16項目(有価証券、税効果会計、引当金など)として「Ⅱ 個別項目」において整理している。

3. 各機関の立脚点

このようにもっとも迅速な対応を示したのが中小企業庁である。2002年6月に公表された「中小企業の会計に関する研究会報告書」の前文(はじめに)を読むと同庁の目的とするところが伝わってくる(紙面の都合上、筆者の判断で一部省略している、以下同様)。

「……(略)……中小企業を巡る金融環境や取引構造は、近時、大きく変化している。こうした経済の構造変化の中で、中小企業が取引先や資金調達先に信頼を得ていく有力な方途として、自らの経営状況を適時に明らかにすること、即ち、適切な会計に基づいたディスクロージャーにより信頼を得ていくことが一層重要となっている。

これまで、中小企業の会計実務は、専ら税務を主に念頭に置いて行われ、経営者にはディスクロージャーはそれほど意識されてこなかったと言われている。このため、メインバンクや継続的な取引先以外には、中小企業の経営状態を外部から理解することは容易では

なかった。

しかし、中小企業にとって金融面及び取引面において新たな対応が必要となっている現在、自らの会計を自らのために活用していくとの発想の重要性が中小企業にとり著しく高まってきている。……(略)……」

本報告書では、中小企業における会計実務や会計基準の側面より企業情報としての会計情報のディスクロージャーという側面に焦点をあて、中小企業に対して新しい経営モデルへの進化が必要という文脈で全体が貫かれている。前文には「財務諸表（決算書、計算書類）」、「会計基準」という用語は出てこない。

これを受けて日本税理士会連合会（以下日税連）が2002年12月19日付で公表した「中小会社会計基準の設定について」から引用すると以下のようにその目的と示されている。

「……(略)……日税連では、同最終報告書が中小会社の会計基準のあり方を示したものと認められたことから、これを「中小会社会計基準」として税理士の計算書類作成等の規範となるよう公表することとしました。

ところで、税理士が納税者の求めに応じて計算書類の作成と法人税の申告に関与する場合には、商法及び商法施行規則の定めに従って計算書類を作成（指導）し、それに基づいて法人税法上の所定の調整を経て法人税の確定申告を行うことになります。この場合、商法及び商法施行規則並びに法人税法に定めのない事項については、商法第32条第2項に定める「公正なる会計慣行」又は法人税法第22条第4項に定める「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」を斟酌する必要があります。

そこで、この中小会社会計基準は、これらの各規定の要点をとりまとめたものですが、実務に定着することにより、商法上の「公正なる会計慣行」又は法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として認められることが期待されています。

なお、この「中小会社会計基準」に定めのない事項については、企業会計原則、法人税法（取扱通達を含む）等の定めのうち、中小会社の計算書類の作成上、合理性（妥当性）のあるものを斟酌する必要があります。……（略）……」

この文面からは、税理士の職域として適法な計算書類（決算書）の作成があるが、その際に準拠すべき会計基準は法律上明確ではないため、中小企業（とりわけ会社組織）の会計実務に精通した税理士が職業会計人としてそのための会計基準の作成と定着に大きく関与していくのだ、という意味合いがうかがい知れる（もちろん会計基準や税法の規定に配慮しながらであるが）。

一方、日本公認会計士協会（以下 JICPA）が公表した会計制度委員会研究報告第8号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」の前文をみると両者の立場の相違がはっきりする。ここでは以下のように述べられている。

「……(略)……本研究報告の趣旨は、商法改正により平成14年4月から電磁的方法（インターネットのホームページを利用）によって、中小会社の計算書類も容易に公告できるようになり、不特定多数の者によって閲覧可能になったことから、中小会社の会計のあり

方に関する当協会の考え方を示すものです。当協会の基本的な考え方は、適正な計算書類を作成するための会計基準は会社の規模に関係なく一つであるべきだが、必要に応じ、中小会社の特性を考慮して適用方法には簡便法等を認めるというものです。……(略)……なお、本研究報告は、中小会社が強制的に準拠すべき会計基準を示しているものではなく、その財政状態及び経営成績を適正に表示する場合のガイドラインとなるよう取りまとめを行っており、実務の参考とされることを期待します。」

いわゆる会計士は計算書類（財務諸表）の作成そのものではなく、その適正性を保証する会計監査が独占的業務であり、計算書類の公告という観点から会計監査の質に関する混乱を避けるため中小会社の会計基準に関する判断基準ないし指針というような形で位置づけている。要するに、中小会社向けの会計基準を作成するという立場はとっていない。JICPA が（財）財務会計基準機構の設立母体のひとつであり、その一機関である企業会計基準委員会がわが国の会計基準を実質的に策定する機構である以上、JICPA が企業規模の違いによって別個の会計基準を示すことはできないということであり、当然のことといえる。したがって文中にも「簡便法」、「ガイドライン」、「実務の参考」という表現が使われたと考えられる。

個人的な所感であるが、日税連はかなり本気で自らが公表した「中小会社会計基準」の普及を推進しようとしていると思われる。理由は2つある。ひとつは他の機関・団体等からの批判を覚悟であえて「会計基準」を名称に付けたこと、もうひとつは具体的な実務手引きともなる「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト（資料参照）」を03年3月に公表していることからである。

これを活用した税理士との連携型無担保融資商品（貸付）のリストを掲示すると以下のようになる（04年8月末日現在、日税連HPより）。

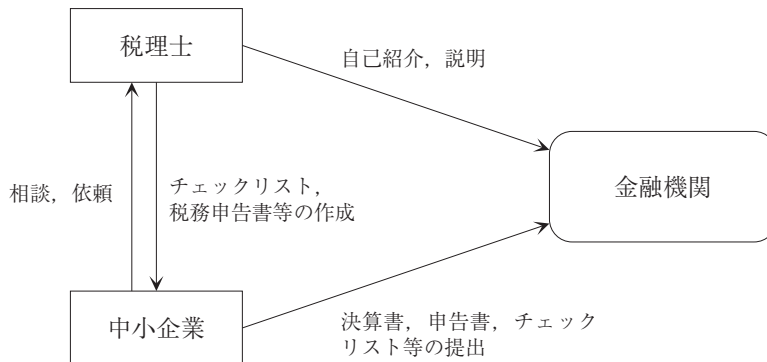
- 三井住友銀行【クライアントサポートローン】
- 横浜銀行【スーパービジネスローン】
- 三浦藤沢信用金庫【税理士紹介ローン2000】
- 埼玉りそな銀行【アシスト保証】
- 岩手銀行【I（アイ）の絆】および【即決】
- 百十四銀行【114ビジネスローン・アシスト】
- 商工中金
- みちのく銀行
- 武蔵野銀行【むさしの「企業力」】
- 宮崎銀行【みやざん税理士「ベストビジネス」】
- 名古屋銀行
- 百五銀行【百五税理士紹介ローン】
- 北洋銀行【ほくようビジネスquickローンⅣ（北海道税理士会提携型）】
- UFJ銀行【UFJビジネスローン】
- 福岡銀行【ふくぎん事業者ローン・ベストリリーフ<九州北部税理士会提携型>】

●長野信用金庫【税理士紹介ローン1000】

●湘南信用金庫【エグゼクティブローン】

個別にその内容をみると融資枠においては2000～5000万円あたりまで、金利水準は短期プライムレートを基準とした変動金利、融資期間は3年（運転資金の場合）から長いもので10年（設備資金の場合）というかたちでわりと金融機関ごとに異なったものとなっている。スキーム（融資までのながれ）としてはおおむねどの金融機関も以下に示す図表7のようであろう。

図表7 チェックリスト活用ローンのスキーム



以上まとめると、中小企業庁は基準設定というより中小企業の会計実務規定の整理について、日税連は中小企業（会社）に密接に関与する実務家として現行基準との混乱を避けながらも会計基準の作成として、JICPAは会計基準のダブルスタンダード化を避けるために一種の研究報告として、それぞれ中小企業（会社）の会計基準への立場をとるものと考えられる。

4. 内容の比較検討

立脚点においてはそれぞれの相違が指摘できるが、基本的事項については以下のようにまとめてみたが実質的に大きな相違は認められない。ただし中小企業庁と日税連の規定においては「記帳」についての記述がある。前者においては「記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。また、記帳は、適時におこなわなければならない」とする帳簿記載の要件を明示しており、後者にあっても「会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信憑性のある記帳が重要である。この場合、記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。」という形でより具体的に規定している¹⁷⁾。

また中小企業庁においては「計算書類の開示」の規定で「計算書類は、定時株主総会の承認後、遅滞なく、商法の定めるところにより公告しなければならない。」と明示してい

17) もちろん企業会計原則の一般原則にも正規の簿記の原則という規定がある。

	中小企業庁	日税連	JICPA
対象企業	・ 株式公開を当面予定していない商法特例法上の小会社（資本金1億円以下の会社） ・ 適用対象外 ①商法特例法上の大会社の子会社 この意味で最も狭い対象範囲	・ 証券取引法および商法特例法の適用を受ける会社以外の株式会社（有限会社、合名会社、合資会社については任意適用）	・ 商法特例法上の中会社および小会社（資本金1億円超5億円未満および資本金1億円以下の会社） ・ 適用対象外 ①公開準備中の中小会社 ②公開会社の連結対象となる中小会社
考慮事項 (基本姿勢)	・ 債権者、取引先に対して有用な情報を表示 ・ 経営者にも理解しやすい ・ 過重な負担とならない ・ 実務に配慮 ・ 選択の幅があり、簡便法も認めるべき	・ 債権者、取引先に対して経営実態を適時、適切に開示する ・ 正規の簿記を前提とする（基準の第3条に規定） ・ 証券取引法関連の会計基準を強制すべきではない	・ 公正妥当な会計基準は規模に関係なく一つであるべき（証券取引法関連の会計基準が前提となる） ・ 中小企業の特性を考慮し、簡便法や税法基準（*以下参照）を限定的に適用可能とする

る。いわゆる確定決算主義を採用するというものであり、計算書類が一形式で済むことから会計コストの増大が避けられることになる。

（*）税法基準について

まず税法で認められた会計処理を優先して適用し、税法が認めない処理は行わない、もしくは税法がその限度額を定めているものはその限度額までを計上するというように、税法規定を最優先しようとする会計処理の選択適用に関する考え方（この意味においては“税法主義”というべきであろうか）。

本来、企業が一般に公正妥当と認められる会計処理の中から選択適用した会計処理と税法規定の異なる部分を調整するためのものであった税法規定が、いつの間にか企業会計における実務上の適用基準となってしまう。これにより中小会社においては、以下のような配当可能利益の算定などの観点からは問題ある会計処理ないし表示が一般化している。

- ・ 赤字であるため減価償却費は意味がないとして計上しない。
- ・ 税法が認めない引当金（賞与引当金など）は計上しない。
- ・ 税法固有の繰延資産を、B/S上も繰延資産計上してしまう（本来は「投資その他の資産」の区分で表示科目は「長期前払費用」であろう）。

また個別的処理項目についても多くの項目において3機関の規定（考え方）に実質的な相違はないと考えられる。「有価証券」,「引当金（退職給付引当金も含め）」などそれぞれ

独自の規定のようにみえるが実務上問題になるほどの相違点とは考えられない。

ただ以下の項目については立脚点から若干の違いが認められる。

有形固定資産	圧縮記帳および租税特別措置法上の特別償却について中小企業庁、日税連においては言及なし。
ソフトウェア	中小企業庁、日税連においては言及なし。
研究開発費	JICPA；「研究開発費等に係る会計基準」を原則適用，中小企業庁；任意適用，日税連；言及なし。
ヘッジ会計	JICPA；「金融商品に係る会計基準」を原則適用，中小企業庁および日税連は具体的な会計処理方法が明記されていない。

Ⅳ 中小企業の会計基準，その可能性と課題

これら各機関から公表された中小企業の会計基準についてはその意義として以下のよう
に指摘できる。

- ・「銀行からの融資」を受けるに当たり，適正な会計基準に基づく会計専門家による財務内容に関する一定の保証が与えられる。
- ・発注会社や元請け会社など取引先との間の「適正な取引（受注契約）価格の形成」のために，重要な情報として機能する。
- ・「証券市場の多様化」に伴い，中小企業自らが直接に証券市場を通じて資金調達できる道を開くことにもつながる。
- ・中小企業の経営者側にも財務データの重要性，決算書の信頼性についての意識向上が期待できよう。

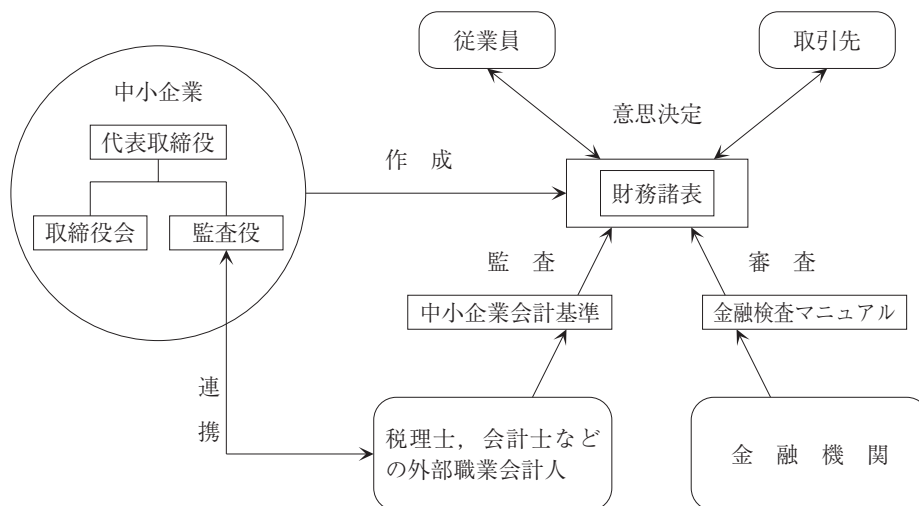
また単に中小企業における会計処理あるいは経理システムという側面ではなく，経営活動全体の資金の流れを組織的に管理するという思考と結びつけば，中小企業の経営システムさらに外部の利害関係者との連携も考慮することでコーポレート・ガバナンス（企業統治）を支える仕組みの一つとして捉えることも可能となる。それにより，中小企業の経営体質の向上，ひいては情報開示の充実により取引先との信頼関係，資金調達の多様化・円滑化につながっていく。（図表8を参照）。

一方で会計基準としてとらえてしまうと課題ないし問題点もいくつか考えられる。思うところを以下に列挙しておきたい。

①中小企業は継続企業（going concern）といえるのであろうか。

会計公準にも悖る指摘になってしまいが，期間損益計算および定期的に一定時点の財政状態を算定しないわけにはいかないため，継続企業とみなす他ないであろう。しかし，以下に例示するような後発事象を含めたリスク情報や固有情報を特記事項として開示するべきと考える。

図表8 中小企業金融を支えるスキーム（株式会社を想定している）



(例)

財務関連	・売上高の著しい減少の理由 ・大幅な営業赤字の計上理由 ・借入金の返済状況および返済可能性 ・債務超過の可能性、その解決策など ・債務免除の要請 ・メインバンクの財務状況、ないしはこれまでの取引関係
営業関連	・重要な市場、得意先の喪失 ・仕入先からの手形取引拒絶 ・重要な権利、人材の流出 ・営業上の重要な資産の損失（災害など） ・法令等による規制の見直し
その他	・係争事件の可能性 ・経営者の個人財産、担保提供物件、その他の収入、健康状態 ・会社役員との取引関係（資金の貸し借り、資産の譲渡や貸与など） ・経営システムの状況や技術力、販売力の見通し

（注）新監査基準におけるリスク情報（企業会計審議会が2002年1月に公表）を参考 to 作成

②実行可能性を満たすか。

中小企業（会社）会計基準の制度化が中小企業側に過度の負担（会計業務の手間とコスト増大）をもたらすものであっては、結局、実務レベルで普及が妨げられてしまう。現在、中小企業において広く採用されている会計処理を認めるべきである。税法の規定も会計理論的には多少の問題があるとしても、計算の客観性や検証可能性などからむしろ活用すべ

きもの考える。

たとえば複雑な退職給付会計を強制しようとすれば、中小企業において退職金規定の導入を先送りする現象が生じてしまう恐れがある。また、貸倒引当金の法定繰入率（法人税法）の適用なども認められるべきであろう。

③所有と経営の分離について。

通常、中小企業においては経営者が実質的なオーナー（最大株主など）の場合がほとんどであり、企業の自己資本という概念を再検討する必要がある。たとえば、役員（特に社長）に資金を貸付けている場合は、自己株式と同様、自己資本の控除項目として表示する、また逆に借入れている場合には自己資本に準じたものとして表示することも必要ではないか。

もちろん金額における重要性の基準や、上記のような特記事項として開示する方法も認めるべきであろう（この点に関しては前述した2004年2月「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」の改訂における「擬似エクイティへの対応」が関係してくる）

④各法制度における中小企業概念の相違

本稿においても中小企業庁は「中小企業」、日税連は「中小会社」というように用語において若干の違いがみられるが、行政機関にもとづく法体系において中小企業概念はある程度相違しており（以下の表を参照）、会計基準が中小企業向け施策において活用される場合、多少の混乱をきたす恐れもある。

法人税法(国税庁)における定義	中小法人(資本金1億円以下)
商法(法務省)における定義	小会社(資本1億円以下かつ負債総額200億円未満(商法特例法第一条の二②))
中小企業基本法(経済産業省)における定義(第2条)	製造業その他: 資本金3億円以下又は従業者数300人以下 卸売業: 資本金1億円以下又は従業者数100人以下 小売業: 資本金1億円以下又は従業者数100人以下 サービス業: 資本金5000万円以下又は従業者数100人以下

このほか雇用関係の中小企業向け施策を展開する厚生労働省、雇用能力開発機構等は中小事業主という用語を使用しており、その範囲も一様ではない。

(参考) 財務省「法人企業等統計年報(平成14年版)」によれば、資本金1億円未満の法人数は2,593,323社とされる(全法人数の98.7%)。

IV 終 わ り に

中小企業金融においては、通常貸出額が大企業に比べて小さいため、与信情報を入手するための審査や貸出後のモニタリングを十分に行うことが困難であるとする、いわゆる貸出コストが利ザヤに比べて大きくなることが一般に指摘される。このため貸し手と借り手

の間に「情報の非対称性」が生じることとなり、信用リスクが不明瞭な中小企業への貸出しを控え、条件を厳しくして対応するという状況が蔓延していったと考えられる。

一方で中小業の資金ニーズは、大企業のM&Aや自社株取得などのように複雑なものではなく、経常的費用の支払いや決済資金の調達など類型化できる単純な場合がほとんどである。これは民間金融機関や中小企業庁が構築を進めている信用リスクデータベースの拡充や、スコアリングモデルの精度向上などにより解決できる問題と思われる。むしろこれらの動向に中小企業も対応していく必要があろう。このことは中小企業側の正確かつ積極的な情報開示体制につながってくる。

とりわけ定量的データの基本となる財務データについては信頼性だけでなく融資担当者との密接なコミュニケーションの媒体となる役割が求められる。こうした視座に立つと、各機関から公表された中小企業の会計基準はこれまでの中小会社における会計実務に大きな変更を伴うものではなく、多くの場合、先の特記事項の開示や表示方法の工夫、資金繰り表やキャッシュフロー計算書といった財務資料の作成など、会計情報の開示方法や提供姿勢という次元で対応すべきものとも思えてくる（もちろん当該企業が一般に公正なる会計慣行の水準を満たしている場合が前提となるが）。

従来の会計処理面まで踏み込んだ規定ではなく、本来の意味での会計基準として捉えるものではないと結論付けておきたい。あえて会計処理面にこだわると、いきおい会計情報の信頼性を確保するためにはプロセス（処理手続き）を対象とした会計監査（もちろん外部の会計監査人による）が不可欠となる。そのためのコストも問題になる。むしろ中小企業に対して、資金調達およびキャッシュフローを意識した経営マネジメントシステムへの転換、さらに継続的活動のためのコーポレート・ガバナンスの重要性を認識させるとともに、その財務状況については会計情報を中心とした経営情報として明瞭、適時に作成するための契機となるよう主体的、積極的に活用されることが望まれる。

参考文献等

- 清成忠男・田中利見・港徹雄[2000]『中小業論』第5章第3節，pp. 251-256，有斐閣。
- 片山昌一郎[2002]『中小会社に係る計算書類の公開』，大蔵財務協会。
- 宮口定雄・杉田宗久編[2003]『中小会社の会計基準と税務』，清文社。
- 宮田矢八郎[2001]「中小企業の信用リスク定量化システム——定性要因を加味したスコアリング・モデルの提案——」，日本中小企業学会編『中小企業政策の「大転換」』，pp. 168-183。
- 多胡秀人[2003]『実践！ リレーションシップバンキング』，社団法人金融財政事情研究会。
- 武田隆二[2003]『財務諸表論第9版』，中央経済社。
- 武田隆二[2003]『中小会社の会計』，中央経済社。
- 橘隆仁[2002]「2002年版中小企業白書の概要——中小企業金融の課題を中心として——」『商工金融2002年6月号』，財団法人商工総合研究所。
- 戴下史郎・武士俣友生[2002]『中小企業金融入門』，東洋経済新報社。
- 家森信善[2004]「金融システム不安が続く中での中小企業の金融対応策」，『商工金融』，第54号第1巻，2004年1月号，pp. 21-27。

- 柳澤義一[2003]『中小企業の会計実務早わかり——日本公認会計士協会，中小企業庁の研究報告解説——』，税務研究会。
- 鶴田大輔[2003]「中小企業金融の実証研究に関するサーベイ」，『商工金融』，第53号第1巻，2003年1月号，pp. 68-82。
- Berger, Allen N. and Gregory F. Udell [1995] “Relationship Lending and Lines of Credit in Small Firm Finance”, *Journal of Business*, Vol. 68, No. 3, pp. 351-81.
- Peek Joe, Rosengren, Eric S., [1998] “Bank Consolidation and Small Business Lending: It’s Not Just Bank Size That Matters”, *Journal of Banking and Finance*, August pp. 799-819.
- 金融庁[2003]「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）改訂版」2003年2月。
- 会計制度委員会研究報告第8号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」，日本公認会計士協会『JICPA ジャーナル』第15号第7巻，2003年7月号，pp. 113-124。
- 中小企業庁編「中小企業の会計に関する研究会報告書」2002年6月。
- 中小企業庁編「中小企業の会計改訂版38問38答」2004年7月。
- 中小企業庁 HP (http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html) 上の公表データ
- 金融庁 HP (<http://www.fsa.go.jp/>) 上の公表データ
- 日本税理士連合会HP (<http://www.nichizeiren.or.jp/menu.html>) 上の公表意見書等
- 日本公認会計士協会 (<http://www.jicpa.or.jp/>) 上の公表意見書等

平成 年 月 日

中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト

(会社名)

代表取締役

殿

(事務所名)

税理士

㊞

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの会計期間における計算書類について、その作成に関与し、日本税理士会連合会が発表した「中小会社会計基準」を適用して、下記の事項について確認を行いました。

記

勘定科目等	確認事項	チェック
☐ 金銭債権		
(1) 預金・貯金	・ 残高証明書を徴したか。	
(2) 売掛金・未収入金その他の売上債権	・ 法的に債権の消滅したものは、売掛金から控除したか。	
	・ 回収不能のものは、売掛金・未収入金その他の売上債権から控除したか。	
(3) 貸付金	・ 無利息の長期貸付金があるか。(ある場合, 千円)	
	・ 子会社・支配株主への貸付金は、他の貸付金と区別して記載(区別していない場合は注記)したか。	
	・ 回収不能のものは、貸付金から控除したか。	
(4) その他の債権	・ 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、注記したか。	
	・ デリバティブ取引による正味の債権債務は、時価で評価したか。	
	・ 回収不能のものは、債権から控除したか。	
☐ 貸倒損失・貸倒引当金	・ 貸倒れの懸念が発生している金銭債権について、取立不能見込額を貸倒引当金として控除したか。	売掛金
		貸付金
☐ 外貨建資産	・ 外貨建債権・債務及び外貨預金は、発生時換算法又は期末時換算法によって評価したか。	
	・ 期末時点において、その保有期間が1年未満の債権・債務及び外国通貨は、期末時換算法によって評価したか。	
	・ 外貨建有価証券について、売買目的有価証券は期末時換算法により、それ以外の有価証券は発生時換算法又は期末時換算法によって評価したか。	

□有価証券	・評価方法は、注記したか。	
	・子会社（総株主の議決権の過半数を有している会社）の株式は、取得価格で評価したか。	
	・市場価格のない有価証券について、その発行会社の資産状態が著しく悪化した場合（1株当たりの純資産価額がおおむね50%以上下落した場合等）は、相当の減額をしたか。	
	・原価法を採用した有価証券について、時価が取得価額より著しく下落した場合（おおむね50%以上下落した場合等）で、かつ、将来回復の見込みがないときは時価で評価したか。	
	・売買目的有価証券は、有価証券の銘柄ごとに時価で評価したか。	
□棚卸資産	・評価方法は、注記したか。	
	・原価法を採用している棚卸資産について、時価が取得価額より著しく下落した場合（おおむね50%以上下落している場合等）で、かつ、回復の見込みがないときは時価で評価したか。	
□固定資産	・減価償却方法は、注記したか。	
	・減価償却資産の耐用年数は、適切に設定され、継続適用したか。	
	・予測できなかった機能低下等により資産価値が下落した場合又は市場価格がおおむね50%以上下落したことにより資産価値が著しく低下した場合に、帳簿価額と時価との差額の減損額を控除したか。	
	・当期の償却額は、適正であるか。（過年度の償却不足累計額 千円）	
	・その他投資等の各勘定に計上されているものは、合理性・妥当性を有するか。	
□のれん（営業権）	・営業権は、有償による譲受け、吸収分割又は合併のいずれかにより取得したもののか。	
	・取得後5年以内に均等額以上の償却をしたか。 （過年度の償却不足累計額 千円）	
□繰延資産	・商法上の繰延資産は、商法に規定する年数以内の期間で均等額以上の償却をしたか。（過年度の償却不足累計額 千円）	
	・法人税法上の繰延資産は、長期前払費用等として計上し、支出の効果が及ぶ期間で償却したか。	
	・対象資産の価値が著しく下落した場合は、減損額を控除したか。	
□負債に関する事項	・法的債務性のあるものは、未払費用等として計上したか。	
	・負債は、漏れなく計上されているか。	
	・子会社・支配株主からの借入金等は、他の借入金等と区別して記載（区別していない場合は注記）したか。	
□引当金	・将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額が合理的に見積もられているか。	
	・法的債務性があるものは、未払費用等として計上したか。	
□退職給与引当金	・将来、追加拠出の可能性のある退職給付制度採用している場合に、退職給付債	

当金・退職給付債務	務を計上したか。				
	・従業員の残勤務年数・早期退職勧告等の実態に合わせて、自己都合退職による要支給額を算出したか。				
	・追加拠出が生じない退職給付制度を採用している場合に、当期支払うべき掛金の金額を費用処理したか。				
□リース取引	・リース取引の金額について、事業規模に比較して重要性が高いと認められるときは、未払賃借料の総額等リース情報を注記したか。				
	・リース取引が事実上売買と、認められるときは、原則として、売買取引に準じて会計処理したか。				
□経過勘定	・経過勘定は、重要性が高く、妥当性を有しているものを計上したか。				
□税効果会計	・繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳を注記したか。				
	・繰越欠損金等によって計上した繰延税金資産は、将来回収が確実か。				
□キャッシュフロー計算書	・キャッシュフロー計算書を作成したか。				
□資本金・剰余金	・貸借対照表の資本の部は、商法施行規則の規定に従って区分し表示したか。				
	・期末に保有する自己株式は、資本の部に控除する形式で表示したか。				
□収益・費用の計上	・収益は実現主義、費用は発生主義を原則に計上したか。				
□営業損益・特別損益	・営業外損益及び特別損益に計上されているものは、各勘定科目として妥当か。				
□注記事項	・1株当たりの当期利益又は当期損失は、注記したか。				
	・資本の欠損金は、注記したか。				
	・商法施行規則第124条第1号に規定する繰延資産の超過額は、注記したか。				
	・商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は、注記したか。				
◆その他損益等に関する事項	・売上高は _____ 円 前期より % ↑ ↓ ・代表者等への役員報酬の額は _____ 円 ・代表者等への支払地代・家賃は _____ 円 ・法人税所得金額（別表一（一）①）は _____ 円				
◆経営比率に関する事項	・自己資本比率 (前期) % (当期) %				
	・売上高営業利益率 (前期) % (当期) %				
	・売上高経常利益率 (前期) % (当期) %				
	・売上高支払利息割引率 (前期) % (当期) %				
	◆当期における特殊事情				
◆所 見					

(注)「チェック」欄には、確認事項について、「中小会社会計基準」に従って処理している場合は「○」印を、同基準に従って処理していない場合は「×」印を、該当する勘定科目等がない場合は「／」（斜線）を記入する。